

組 織 規 程

NPO法人こすもす村

2023年12月15日 制 定

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、当法人の経営方針を実施するための基本となる経営組織に関する基準を定め、当法人業務の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(効力)

第2条 この規程は、当法人の業務組織の運営に関する基本規程であって、法令、定款、理事会の決議および特に定める規程を除き、他の規程に優先する。

2. この規程に反する命令、指示、その他職務に関する行為は、その効力を生じないものとする。

第 2 章 理事会および役員

(理事会)

第3条 当法人の業務執行の基本方針を決定する機関として、理事会をおく。

2. 理事会に関する事項は、別に定める「理事会規程」による。

(代表理事)

第4条 代表理事は、当法人業務執行の最高責任者として当法人を代表し、理事会の定める基本方針にもとづき、当法人業務を統括する。

(役付理事および他の理事)

第5条 その他の理事は、当法人の業務執行全般について代表理事を補佐する他、代表理事が委嘱する部門の業務を担当するとともに、代表理事に事故あるときは、理事会の定める順序により、その職務を代行する。

(監事)

第6条 監事は、法令、定款に掲げる職務を行う。

第 3 章 従業員

(従業員)

第7条 当会社の「就業規則」に定められた所定の手続により採用されたものを従業員とする。

2. 前項に定める従業員のほか、必要により嘱託および契約従業員を置くことができる。

(従業員の服務)

第8条 従業員の服務については、別に定める「就業規則」による。

第 4 章 組織および業務分掌

(組織単位)

第9条 組織の単位は、部、室とする。ただし、必要に応じてその他の組織単位をおくことができる。

(委員会等)

第10条 代表理事の決裁によって必要に応じて委員会および会議体をおくことができる。

付 則

1. この規程の改廃は、理事会の決議による。
2. この規程は、2024年1月1日から施行する。

